

平成 28 年 4 月 15 日

平成 27 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成 27 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

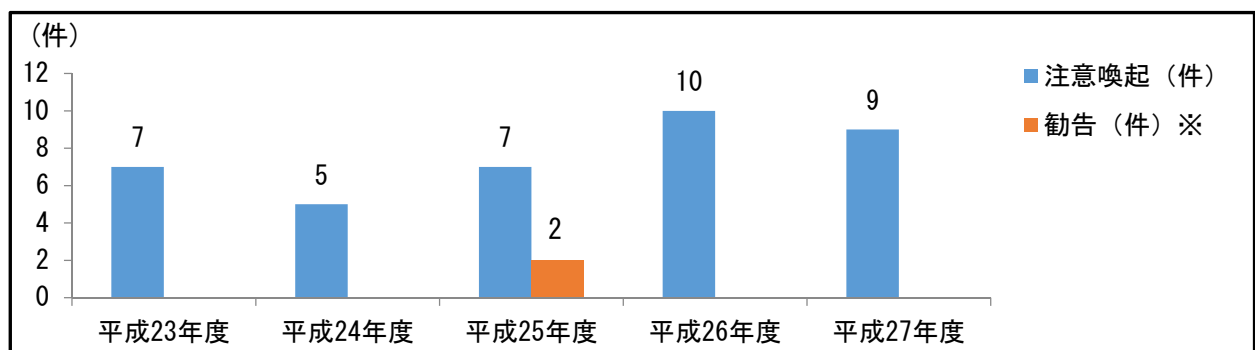
1 注意喚起、勧告の件数

事業者名公表の注意喚起 9 件を行いました。各事案の概要は別紙のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の処理件数】

	注意喚起	勧告
件数	9	0

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数推移】



※ 消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置（勧告等）の導入を内容とする平成 24 年改正消費者安全法は、平成 25 年 4 月 1 日から施行されています。

2 事案の総括

注意喚起を行った事案は、有料サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行を行うなどと威迫する架空請求事案、勧誘資料が届いた消費者のみに当該商品を購入する権利があると持ち掛ける劇場型勧誘事案などでした。

また、取引における代金の扱いについてみると、従来からある宅配便等で現金を送付させる方法のほか、消費者に大手ネット通販事業者のギフトカードをコンビニ等で購入させ、そのギフトカードの番号等を連絡させるという手口を用いた事案がありました。

このような方法で代金を支払わせる事業者には注意が必要です。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03 (3507) 9187 FAX : 03 (3507) 7557

平成27年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

No	実施日 措置	事案名	取引の対象とされた商品等	代金の扱い	概要
1	H27.5.28 注意喚起	有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する「LINE PLAY 合同会社」に関する件	有料情報サイトの利用料金等	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・LINE PLAY 合同会社は、消費者との間で有料情報サイトの利用契約を締結していないにもかかわらず、有料情報サイトの利用料金等を支払わないと欺いて、消費者に催告状を電子メールで送付します。催告状では、同社の代理人である複数の弁護士が利用料金を支払わない場合には訴訟を提起し、強制執行により財産を差し押さえるなどと記載して、消費者を威迫し、困惑させます。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150528adjustments_1.pdf
2	H27.6.22 注意喚起	医療福祉・介護福祉サポート事業を営んでいると偽って社債購入を勧誘する「株式会社ひまわり」に関する件	無担保転換社債型新株予約権付社債	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ひまわり（以下「ひまわり」といいます。）は、消費者に対し、自社の医療福祉・介護福祉サポート事業の内容や過去の配当実績表等の資料一式を送付して同社の無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）購入を勧誘しますが、資料に記載した所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、商業法人登記や金融商品取引法に基づく届出はないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、ひまわりとは別の事業者が消費者に対し、社債購入に対する名義貸しを依頼し、その後、ひまわりはその依頼に応じた消費者に対し、別の事業者名による支払のため法律違反であるとして別途金銭を要求していました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150622adjustments_1.pdf

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
3	H27.9.9 注意喚起	医業経営コンサルティングなどの事業を営んでいると偽って社債購入を勧誘する「株式会社日本医療センター」に関する件	無担保転換社債型 新株予約 権付社債	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本医療センター（以下「日本医療センター」といいます。）は、消費者に対し、自社の医業経営コンサルティングなどの事業の内容を記載したパンフレットや同社が発行するという無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）の契約書類等一式を送付して社債購入を勧誘しますが、資料に記載した所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、商業法人登記簿への登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、日本医療センターとは別の事業者が消費者に対し、社債購入に対する名義貸しを依頼し、その後、日本医療センターはその依頼を断らなかった消費者に対し、「あなたは名義貸しをした。これはインサイダー取引になる。このままでは刑事裁判にかけられる。」などと言い、金銭の支払を要求していました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150909adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
4	H27. 10. 30 注意喚起	会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘する「株式会社ミサワケアホーム」に関する件	会員制介護付老人ホームの特別会員権	振込み	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ミサワケアホーム（以下「ミサワケアホーム」といいます。）は、消費者に対し、『くつろぎの里』ご案内資料」と称する自社の会員制介護付老人ホーム事業を記載したパンフレットや「特別会員権申し込み用紙」等一式を郵送で送付して会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘しますが、資料に記載した所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、商業法人登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 劇場型勧誘の手口としては、ミサワケアホームとは別の事業者が消費者に対し、会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入に対する名義貸しを依頼し、その後、ミサワケアホームはその依頼を断らなかった消費者に対し、「親戚でもない人を親戚だと言って申込みをした。これは不正な取引だ。犯罪になる。あなたは逮捕される。」などと言い、金銭の支払を要求していました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151030adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
5	H27.11.25 注意喚起	ウズベキスタン通貨 スムの購入を勧誘す るスム販売事業者 「ACA株式会社」 に関する件	ウズベキ スタン通 貨スム	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン通貨スム（以下「スム」といいます。）の販売事業者であるACA株式会社（以下「ACA」といいます。）は、消費者に対し、スムの販売価格や保証期間等を記載した勧誘資料を送付し、スムの購入を勧誘しますが、勧誘資料に記載した所在地に同社の事務所は存在せず、また、商業法人登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、①ACAとは別の買取業者が消費者に対し、ACAからスムを購入すれば高値で買い取るなどと言い、スムを購入するよう求めます。②同じ時期に、公的機関を連想させる名称の団体から消費者に、事業者についての相談を受け付けますという内容のチラシが送付され、消費者が同団体に電話でACAや買取業者について相談すると心配ないなどと回答して消費者を信用させます。③消費者がACAにスムの購入を申し込んで代金を宅配便で送付すると、ACAから消費者に注文した分のスムが届くものの、ACAや買取業者と連絡が取れなくなるというものです。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151125adjustments_1.pdf</p>

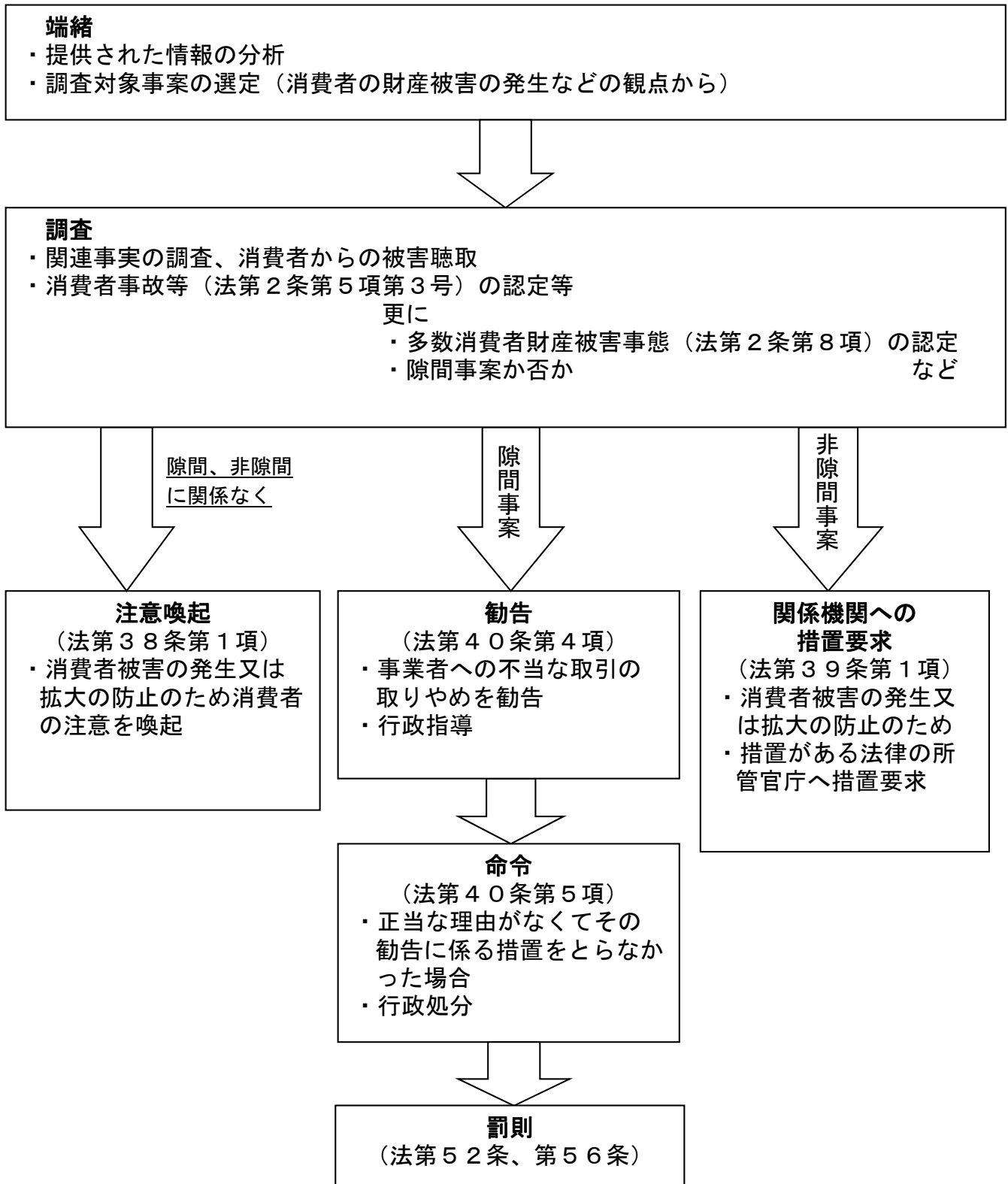
No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
6	H27. 11. 25 注意喚起	ウズベキスタン通貨 スムの購入を勧誘す るスム販売事業者 「ラッセル・インベ スト株式会社」に関 する件	ウズベキ スタン通 貨スム	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン通貨スム（以下「スム」といいます。）の販売事業者であるラッセル・インベスト株式会社（以下「ラッセル・インベスト」といいます。）は、消費者に対し、スムの販売価格や保証期間等を記載した勧誘資料を送付し、スムの購入を勧誘しますが、勧誘資料に記載した所在地に同社の事務所は存在せず、また、商業法人登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、①ラッセル・インベストとは別の買取業者が消費者に対し、ラッセル・インベストからスムを購入すれば高値で買い取るなどと言い、スムを購入するよう求めます。②同じ時期に、公的機関を連想させる名称の団体から消費者に、事業者についての相談を受け付けますという内容のチラシが送付され、消費者が同団体に電話でラッセル・インベストや買取業者について相談すると心配ないなどと回答して消費者を信用させます。③消費者がラッセル・インベストにスムの購入を申し込んで代金を宅配便で送付すると、ラッセル・インベストから消費者に注文した分のスムが届くものの、ラッセル・インベストや買取業者と連絡が取れなくなるというものです。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151125adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
7	H27. 11. 25 注意喚起	ウズベキスタン通貨 スムの購入を勧誘す るスム販売事業者 「株式会社ジャフ コ」に関する件	ウズベキ スタン通 貨スム	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン通貨スム（以下「スム」といいます。）の販売事業者である株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」といいます。）は、消費者に対し、スムの販売価格や保証期間等を記載した勧誘資料を送付し、スムの購入を勧誘しますが、勧誘資料に記載した所在地に同社の事務所は存在せず、また、商業法人登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、①ジャフコとは別の買取業者が消費者に対し、ジャフコからスムを購入すれば高値で買い取るなどと言い、スムを購入するよう求めます。②同じ時期に、公的機関を連想させる名称の団体から消費者に、事業者についての相談を受け付けますという内容のチラシが送付され、消費者が同団体に電話でジャフコや買取業者について相談すると心配ないなどと回答して消費者を信用させます。③消費者がジャフコにスムの購入を申し込んで代金を宅配便で送付すると、ジャフコから消費者に注文した分のスムが届くものの、ジャフコや買取業者と連絡が取れなくなるというものです。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151125adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
8	H28.1.18 注意喚起	SMSを用いて有料 動画サイトの未払料 金名目等で金銭を支 払わせようとする 「株式会社DMM. com をかたる事業 者」に関する件	有料動画 サイトの 利用料金	ギフトカ ードによ る支払	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社DMM.comをかたる事業者（以下「A社」といいます。）は、消費者の携帯電話に「DMM：有料動画の閲覧履歴があり、登録解除をその日のうちに事業者連絡しないと身辺調査及び強制執行の法的措置に移行する。」などと書かれたSMS（ショートメッセージサービス）を送信し、連絡してきた消費者を威迫して有料動画の未払料金名目等で金銭の支払を要求していました（威迫・困惑）。 ・消費者は、不安感等から、A社の要求に応じ、大手ネット通販事業者のギフトカードをコンビニ等で購入して、ギフトカード裏面のカード番号等をA社に伝えてしまい、結局のところ消費者はA社の要求する金額を支払っていました。 <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/160118adjustments_1.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
9	H28.2.9 注意喚起	風力発電システムの 開発などの事業を営 んでいると偽って社 債購入を勧誘する 「株式会社エコロジ ーライフ」に関する 件	無担保転 換社債型 新株予約 権付社債	—	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社エコロジーライフ（以下「エコロジーライフ」といいます。）は、消費者に対し、自社の会社概要及び事業内容である風力発電事業の概要を記載したパンフレットや無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）の申込み用紙等一式が入った封筒を送付してきますが、資料に記載した所在地に同社の事務所は存在せず、また、商業法人登記もないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、エコロジーライフの社債の購入を希望しているとして消費者に対し、「エコロジーライフの社債を購入したいが、封筒が届いた本人又は本人の親戚しか購入することができないので、エコロジーライフから電話がかかってきたら、私（購入希望者）をあなたの親戚だと答えてほしい。」などと依頼し、その後、エコロジーライフはこの依頼を断らなかった消費者に対し、「あなたがうそをついたことで、エコロジーライフの口座が止められてしまった。その責任として3000万円（購入希望者の社債購入金額）の1割の300万円を支払ってほしい。」などと言い、金銭の支払を要求していました。 <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/160209adjustments_1.pdf</p>

消費者安全法（財産事案）の事務フロー



（注）条文番号は、平成28年4月1日に施行された不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による改正後のものである。

○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（注）条文番号は、平成 28 年 4 月 1 日に施行された不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）による改正後のものである。

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条 （略）

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧

告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑

二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令 (抜粋)

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 消費者との間の契約(事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。)に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。

イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)